

おわりに

PHR（Personal Health Record）サービスは、近年の急速なデジタル化と健康意識の高まりを背景に、社会におけるその重要性を日々増しています。個人の健康情報が、単なる診療記録に留まらず、生涯にわたる健康管理や医療の質向上、さらには健康寿命の延伸に資する重要な資源として認識されるようになりました。私たちは、このような PHR サービスを取り巻く状況の進展を深く認識し、その健全な発展に寄与すべく、本ガイドラインの改定に取り組んでまいりました。

初版から重ねてきた改定の積み重ねは、PHR サービスの進化と、それを取り巻く法的・社会的な環境の変化に常に対応し続けてきた歴史でもあります。

この度発出する第 4 .1 版では、AMED 連携によるエビデンス評価に基づくサービス開発の事例の追加、PHR サービス事業者と医療機関（電子カルテ等）の間に円滑なデータ連携を実現するための実装ガイド「Patient Generated Health Data 実装ガイド（以下、PGHD IG）」を追加するなど、より実践的に信頼性と利便性を両立したサービス開発・提供を多角的に支援できるものになっています。

本ガイドラインは、PHR サービス事業協会と一般社団法人 PHR 普及推進協議会の両団体が中心となり、策定されました。この度の策定にあたり、多数の有識者からなるワーキンググループの皆様には、その専門的な知見と熱意を惜しみなくご提供いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

PHR サービスは、技術革新や社会情勢の変化に応じて、今後も進化し続けることでしょう。本ガイドラインもまた、常に時代の要請に応じて改定を重ねていく必要があります。PHR サービス提供者の皆様におかれましては、本ガイドラインを積極的にご活用いただき、同時に運用を通じて得られた知見や課題について、忌憚ないご意見をお寄せいただければ幸いです。皆様からの貴重なフィードバックが、次回の改定へと繋がる重要な糧となります。

最後に、本ガイドラインが、安全で信頼性の高い PHR サービスの普及に貢献し、ひいては国民一人ひとりの健康と幸福な生活（Well-being）の実現に繋がることを心より願っております。

令和 8 年 7 月吉日

PHR サービス事業協会
評価認証委員長 名田 茂